平成28年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

（農林水産関係）

平成27年７月29日

全　国　知　事　会

１　農業の振興について

（１）新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業・農村の有する多面的機能や食料問題を巡る情勢も十分踏まえつつ､食料の安定供給や食の安全･安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や多様な担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策を充実させること。

（２）強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の老朽化対策等の農業生産基盤整備、農地利用集積・集約化などが不可欠である。

　また、近年多発する集中豪雨等による災害を未然に防止するためには農村地域の防災・減災対策が重要である。

　しかし、要望に対し予算が大幅に不足していることから、これらの事業を計画的かつ着実に推進できるよう必要な予算を確保すること。

　さらに､集落間道路の整備を推進できるよう必要な予算の確保を図るとともに、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入や、耕作放棄地の再生など、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。

（３）経営所得安定対策等については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、安定的・継続的な制度とすること。

　さらに、対象品目の拡大など、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じること。

　また、新たに検討を行っている収入保険の導入については、災害や農業情勢等による収量や販売価格の低下のほか、生産資材費の高騰などにも対応するなど、経営を支える万全なセーフティネットとするとともに、加入を希望する農業者が加入しやすい制度を構築すること。

（４）稲作農家の所得を確保し経営の安定を図るため､米政策の見直しに当たっては、実効性のある需給調整の仕組みの構築や、農業経営者の自らの経営判断を活かせる環境整備を一層推進するとともに、生産現場が混乱しないよう、具体的な制度内容等を早期に明らかとすること。

　また、食料自給率の向上を図るため、水田のフル活用を推進することが重要であることから、加工用米や飼料用米、ＷＣＳ用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の戦略作物助成や産地交付金の予算を確保すること。

（５）日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることを踏まえ、事務経費を含め、基本的に国庫負担により必要な予算を確保し、我が国の農地の保全を図ること。

（６）青年就農給付金の支給を長期に継続できるよう、必要な予算を十分に確保するとともに、新規就農者の就農意欲の喚起と定着を図るための支援策を充実させること。

また、農業研修生を受け入れる農家等に対し、その活動に見合う支援策を創設すること。

さらに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の機械・設備等の導入に対する支援制度の拡充など経営安定及び規模拡大への支援策を講じ、持続的な担い手づくりに努めること。

（７）農地中間管理事業については、関係予算を十分確保するとともに、その活用状況等を検証し、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう必要に応じて改善を行うとともに、地方に負担を生じさせないこと。

特に、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めるとともに、機構集積協力金については、各都道府県の必要額を踏まえた上で、不足が生じないようにすること。

（８）農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応するため、国において加工食品の原料原産地表示対象品目の拡大及び輸入食品の検疫体制の強化を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。

・有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発や有機農産物等の販路拡大対策の推進
・食育及び地産地消運動の推進
・農薬の飛散防止技術の調査研究及び農薬の適正使用に関する指導や普及

（９）農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。

（１０）口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止や特定家畜伝染病における疑似患畜確定前の防疫措置等について、以下のとおり支援制度を強化・拡充すること。

・口蹄疫については、新たな発生に備えて迅速で簡易な検査方法を確立すること。また、発生した場合の感染経路の速やかな解明、農家等への経営支援、風評の払拭等の対策を引き続き強化すること。
・家畜の処分については、埋却が困難な場合や耕作放棄地及び農地以外が埋却地の対象となる場合もあるため、適切な防疫対策や埋却地の再活用が可能となるような支援策を講じること。
・移動式焼却炉や移動式レンダリング処理装置の配備を行うことに加え、処分した大型家畜を処理装置の設置場所までウイルスを封じ込めた状態で安全に輸送するために必要な防疫資材の配備を支援すること。
・家畜伝染病予防法で規定されていない飼育動物が家畜伝染病の病原体に感染している場合、まん延防止措置を実施できないことから、関連法令を整備するなどの措置を検討するとともに、必要な財政措置を講じること。
・豚流行性下痢（ＰＥＤ）については、発生及びまん延防止に必要な予算を確保

すること。

（１１）新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」における、緊急に対応すべき課題である①酪農生産基盤の強化、②繁殖雌牛の増頭、③飼料の増産をはじめ、鶏、豚への対応や環境対策なども含めて地域の収益性の向上を図るため､畜産クラスター関連事業の中長期的な継続と必要な予算を確保すること。

（１２）産業動物診療、家畜衛生及び公衆衛生に携わる質の高い獣医師を確保するため､大学のカリキュラム充実を図るとともに､勤務獣医師の待遇改善を行うこと。
　また、畜産現場では、産業動物獣医師の業務を的確に補助する動物看護師を必要とすることから、その知識、技術の高位平準化を図るための教育制度の整備及び国家資格化を検討すること。

（１３）野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大している実態を踏まえ、地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止柵の整備等に対する支援、簡易で効率的な捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。
　特に、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備に対する支援は、被害防止を図っていく上で必要不可欠であることから、各都道府県の必要額を踏まえた上で、不足が生じないようにすること。
　また、捕獲した野生鳥獣を獣肉として活用するための、流通体制の整備及び消費拡大に対する支援を行うなど、獣肉等の利活用を推進すること。

（１４）我が国の農林水産業の持続的発展が将来にわたり可能となるよう、ＷＴＯドーハ・ラウンドにおける農業交渉及びＥＰＡ・ＦＴＡ等の交渉において適切に対応すること。また、協定が発効された日豪ＥＰＡについては、生産者が将来に向けて展望を持って経営を継続していけるよう、国において、万全な措置を講じること。

（１５）東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。
・地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
・放射性物質により汚染された土壌・水等の除染を迅速に行うこと。
・放射性物質に汚染された農地の除染対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、吸収抑制対策事業等を基本的に国庫負担により継続すること。
・放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。
・食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外における情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。

・国産食品に対する諸外国の輸入規制の早期解除に向けて、政府間交渉の取組をより一層強化するとともに、取組状況について、継続して情報提供を行うこと。

（１６）日本の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、科学的根拠に基づかないまま輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけること。

（１７）未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないよう厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

（１８）燃油・肥料や配合飼料等の価格が長期にわたり高騰し、農家の実質負担が増加していることから、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度の運用に必要な予算を確保すること。

特に、燃油価格高騰緊急対策については、生産・加工工程で燃油を使用する菌床しいたけ、葉たばこ及びいぐさも対象となるよう拡充するとともに恒久的な制度とすること。

（１９）農林水産業の６次産業化を着実に推進するため、「６次産業化ネットワーク活動交付金」の拡充・強化を図ること。

特に、国が認定する「総合化事業計画」の作成を促進するための支援体制整備や同計画を円滑に推進するための施設整備等に必要な財政措置を講じるとともに、その更なる拡充を図ること。また、農林漁業者だけで行う加工・販売の取組についても対象とするなど、地域の実情に合わせた活用ができるようにすること。

２　林業の振興について

（１）森林整備や木材利用などの森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であり、継続して実施することが重要であるため、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率上乗せ分の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

（２）森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の安定的発展と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

・間伐やこれと一体となった路網の整備、伐採後の植栽など、適切な森林整備を推進するための施策及び予算の充実
・山地災害等の復旧・予防や水源の涵養など、国土保全対策を推進するための予算の充実

（３）林業・木材産業の成長産業化、木材利用・木質バイオマスエネルギー利用の拡大による低炭素社会への貢献を図るため、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、以下をはじめとする効果的な施策を実施すること。

・森林整備加速化・林業再生基金の事業期間の延長、森林整備加速化・林業再生交付金の恒久化など、間伐や路網整備、木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組への支援の充実

・国産材を用いた新たな製品・技術等を活用した施設の建設や非住宅分野における木造・木質化を促進する施策の充実

・適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる事業体や人材の育成・確保に向けた施策の充実

・建築関係基準の早期整備など、ＣＬＴの実用化に向けた取組の強化

・２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信

（４）森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある支援措置を早急かつ長期的に講じること。

（５）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された全てのしいたけ原木等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払拭するなど、万全の措置を講じること。

また、きのこ・山菜類の出荷制限の解除要件については、野生きのこなどの実態に即して、検体量を減らすなど柔軟に対応すること。

さらに、風評被害等により特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成などの施策を長期にわたり継続すること。

３　水産業の振興について

（１）「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。

特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。

（２）漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格の高止まりが続く中、漁業者が安心して漁業に取り組む事ができるよう安定的なセーフティネットを構築するとともに、燃油に係る税制特例措置を堅持すること。また、漁業共済の補償水準や、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。

（３）周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。

・竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水

域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯２７度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。

・日台漁業取決めについては、法令適用除外水域を見直すこと。

・ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。また、ロシア連邦の法律により操業が困難となったロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、漁業者はもとより、地域の関連産業などに対して、特段の支援を行うこと。

・排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を充実・強化すること。

・パラオ共和国等、南太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。

（４）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の流出により、水産業への影響が懸念されることから、汚染水等が海洋へ流出することのないよう、万全の措置を講じること。

（５）「新規漁業就業者対策」については、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

（６）水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進すること。

（７）水産業及び漁村が持つ藻場・干潟の保全や水域監視等の多面的機能が今後においても十分発揮されるよう、「水産多面的機能発揮対策」による支援体制を継続すること。

なお、地方に負担を生じさせないよう、国による定額支援体制を堅持すること。